

研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチームの設置について

平成17年3月8日

1 趣旨

知的財産戦略専門調査会の審議に資するため、国費を原資として得られた大学・公的研究機関(以下、「大学等」と呼ぶ)の研究成果に関し、円滑な研究活動を推進するための方策について調査・検討を行うことを目的として、総合科学技術会議運営規則第9条第2項の規定に基づき、総合科学技術会議有識者議員からなる、「研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム」(以下、「プロジェクトチーム」と呼ぶ)を設置する。

2 検討内容

大学等において革新的な研究開発が推進され、優れた知的財産が円滑にかつ継続的に生み出されるためには、自由な研究環境を確保し、積極的に特許等知的財産権を活用するための環境整備が必要である。

特に大学等における研究活動について、他者の特許権の効力が及ぶとの見解が下されたことから試験又は研究等の実施に関しては制限がかかる可能性がある。

そこで少なくとも国費を原資とした得られた大学等の研究成果について、知的財産権の効力が及ぶ場合において、国と大学等との契約ガイドラインの策定等、円滑な研究活動を推進するための方策について調査・検討を行う。

3 検討方法

本プロジェクトチームの調査・検討は、知的財産に関する豊富な知見を有する者を招聘し、意見を聴取する等の方法により行う。

4 検討スケジュール

平成17年2月を目途に第1回のプロジェクトチームの会合を開催し、以降数回の検討を経て、検討結果を取りまとめる。取りまとめられた検討結果は、知的財産戦略専門調査会において審議を行うものとする。